

(証券コード 2215)
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日 2024年3月6日)

株 主 各 位

東京都小平市小川東町三丁目6番1号
第一屋製パン株式会社
代表取締役社長 細 貝 正 統

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.daiichipan.co.jp/company/ir.html>

(「会社情報」「IR情報/IRライブラリー」「株主総会招集通知 [PDF版]」からご覧ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトへアクセスして、当社名「第一屋製パン」又は証券コード「2215」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、「2024年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」、「2024年定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)」をご覧ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、3頁から4頁に記載のとおり、書面又はインターネットにより、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日(水曜日)午後6時まで議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
当社小平工場会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項

- 報告事項
- 1.第82期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第82期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役2名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。
- ◎ 下記の事項は、電子提供措置事項として当社ウェブサイトに掲載しているため、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様にご送付している電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
- ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
②連結株主資本等変動計算書 ③連結注記表
④株主資本等変動計算書 ⑤個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

<株主総会当日の当社の対応について>

- ◎ 株主総会終了後の株主懇談会の開催は中止します。
- ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daiichipan.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、ご承知おき願います。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権をご行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年3月27日(水曜日) 午後6時必着



インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマート行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

行使期限 2024年3月27日(水曜日) 午後6時まで

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時

❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後6時まで

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクを
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

クリック →

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすむ

クリック

<その他のご案内>

- 結果ご通知等の電子配信ご利用のお届出の
- 結果ご通知の電子配信を行っている銘柄を

「次へすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載して

議決権行使コード:

クリック →

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）

0120-652-031

(受付時間 9:00 ~ 21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役森 拓也氏が辞任により退任しますので、取締役1名の補欠選任をお願いするとともに、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任いただく取締役の任期は、当社の定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>長谷川 千鶴 (1983年11月17日生)</p> <p>新任</p>	<p>2010年12月 司法修習終了(63期)・弁護士登録 2011年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 入所 2018年4月 同所 (東京事務所) 2020年1月 同所 パートナー弁護士 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行していただくことにより、当社取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、新たに社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	かい ぬま とし あき 貝 沼 利 晃 (1974年3月7日生) 新任	1998年4月 株式会社トーマン（現豊田通商株式会社）入社 2003年4月 Tomen America, Chicago（現Toyota Tsusho America, Inc.）マネージャー 2014年4月 Toyota Tsusho Malaysia, Kuala Lumpur 副部長 2016年4月 豊田通商株式会社穀物第一部穀物第一グループ グループリーダー 2022年4月 同社経営企画部戦略企画グループ 部長 職 現在に至る （重要な兼職の状況） 豊田通商株式会社経営企画部戦略企画グループ 部長職	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 長年食料事業に携わってきた豊富な経験と国際的視野及び専門的な知識に加え、経営企画部門で培った戦略的な視点を有しており、これらを当社の経営全般に活かしていただくことにより、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、新たに社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長谷川千鶴氏がパートナー弁護士を務める弁護士法人御堂筋法律事務所と当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社との間には、法律顧問契約に基づく取引があります。
3. 貝沼利晃氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社の業務執行者を務めております。
4. 長谷川千鶴及び貝沼利晃の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 長谷川千鶴及び貝沼利晃の両氏の選任が承認された場合、当社は各候補者との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 長谷川千鶴氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2024年4月に同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役家城 裕及び川村竜也の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	い え き ゆたか 家 城 裕 (1963年7月11日生)	1987年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）コンプライアンス統括部コンフリクトマネジメント室長 2012年7月 同行監査役室長 2013年7月 株式会社みずほ銀行監査役室長 2017年10月 同行神田支店神田第一部付参事役 2018年7月 学校法人佐野学園関連事業部付部長 2020年3月 当社常勤監査役 現在に至る スリースター製菓株式会社監査役 現在に至る 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役 現在に至る 株式会社ベーカーリープチ 監査役 （重要な兼職の状況） スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 2020年3月から当社常勤監査役として監査役会議長を務め、コンプライアンス等の管理全般にわたる幅広い見識と監査役室長等の豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘・助言をいただいております。当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただくことにより、当社の監査体制を更に強化できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としました。 なお、家城 裕氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	川村 竜也 (1967年5月19日生)	1993年4月 株式会社トーマン（現豊田通商株式会社）入社 2011年4月 同社営業経理部名古屋経理第一グループ グループリーダー 2012年4月 同社営業経理部名古屋経理第二グループ グループリーダー 2014年4月 同社経理部税務企画グループ グループリーダー 2018年4月 豊田通商インドネシア社（ジャカルタ）CFO 2022年3月 当社監査役 現在に至る 2022年6月 豊通食料株式会社取締役 現在に至る クレードル食品株式会社監査役 現在に至る 2022年7月 豊通食料株式会社コーポレート本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 豊通食料株式会社取締役コーポレート本部長 クレードル食品株式会社監査役	一株
【社外監査役候補者とした理由】 財務等の管理全般にわたる幅広い見識と経理部門における長年の経験に基づき、当社の経営全般に対する的確な指摘・助言をいただいております。当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただくことにより、当社の監査体制を更に強化できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。 なお、川村竜也氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 家城 裕及び川村竜也の両氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 家城 裕及び川村竜也の両氏の選任が承認された場合、当社は各候補者との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、家城 裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 川村竜也氏は、過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社の業務執行者であったことがあります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2024年4月に同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年1月1日～2023年12月31日）におけるわが国経済は、2023年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行されたことに伴い、社会・経済活動の正常化が進み、企業活動、個人消費ともに緩やかな回復基調となりました。一方で、地政学的リスク等の影響による円安の進行や資源価格の高止まりを背景とした物価高等により先行き不透明な状況が続いております。

製パン業界におきましては、為替変動やエネルギーコスト及び原材料価格の高騰などに起因する物価上昇が継続し実質賃金を上回る状況の中、年間を通して消費者の節約志向が高まり、商品ごとの販売競争が激化することで厳しい経営環境でありました。

このような環境下において、当社は「新しい価値、新しい第一パンを創る」を全社基本方針として掲げ、その実行のため各部門間の連携強化を図りました。特に、マーケティング部門と商品開発部門の連携を強化することで、日々変化する市場環境に対応しながら、よりお客様の目線に立った商品の開発に取り組み、主力のロングセラー商品のリニューアルやキャンペーン等の販売促進を実施し、継続的に商品力と販売力の向上に努めてまいりました。

また、各コストの上昇に対応するために2023年7月に実施した一部商品の価格改定及び2022年12月末をもって横浜工場（神奈川県横浜市）を閉鎖し、生産拠点を集約した効果も現れました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は26,442百万円と前期末に比べ1,890百万円の増収（前期末比7.7%増）、営業損益は、原材料価格の高騰や人件費が増加する状況下において、DPS（Daiichi-pan Production System：第一パン生産方式）活動の継続による生産効率の向上、低採算製品の販売抑制・高採算製品の伸長、エネルギーコストの高騰影響が想定よりも低減されたことなどにより597百万円の利益（前期末は547百万円の損失）、経常損益は617百万円の利益（前期末は554百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損益は474百万円の利益（前期末は1,145百万円の損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

当連結会計年度より、2022年12月末をもって横浜工場を閉鎖した跡地を有効活用することを契機に、従来の単一セグメントから「食品事業」、「不動産事業」の2区分に変更しております。

なお、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

〈食品事業〉

2023年度は、既存の自社ブランド（NB）商品「大きなデニッシュ」シリーズや「ひとくちつつみ」シリーズのリニューアルを実施したほか、お客様の目線に立った話題性や季節性のある新商品を毎月発売し、それぞれの商品群で前年の売上を上回る伸長となり、当社全体の売上を牽引しました。

ハンバーガーチェーンやコーヒーチェーン向けなどの業務用食材パンにつきましても、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う人流の回復に加え、各チェーンの販促企画に合わせた商品の提案などにより好調に推移し、前年を上回る実績となりました。

また、2023年6月で発売25周年を迎えたテレビアニメキャラクター商品は、テレビアニメの新シリーズがスタートしたことに伴う商品のリニューアルや発売25周年記念キャンペーンの実施等により、年間を通じて順調に売上伸長を継続しました。

以上の結果、売上高は26,280百万円（前年同期比7.8%増）、セグメント営業利益は1,691百万円（前年同期比187.4%増）となりました。

〈不動産事業〉

千葉県松戸市に賃貸物件を保有しており、売上高は161百万円（前年同期比-％）、セグメント営業利益は98百万円（前年同期比19.5%減）となりました。

(2) 部門別売上の状況

部門別	売上高	構成比
食品事業	パン部門	19,551 百万円
	和洋菓子部門	4,416
	その他	2,312
不動産事業	不動産部門	161
合計	26,442	100.0

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は311百万円であり、その主なものは生産設備の更新であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当グループでは、2024年度の基本方針を「生まれ変わる（リボーン）」とし、お客様のニーズや外部環境の変化に対応するため、積極的に投資を行い、2023年度の黒字化から更なる成長を目指してまいります。

食品事業につきましては、マーケティング部門と商品開発部門の連携をより一層強化することで、NB商品のリニューアルの加速、ブランド認知度の向上を図り、売上増大を目指してまいります。

また、当社の強みであるキャラクター商品については、購入層のお客様に向けた販促企画を継続的に実施することにより、店頭での活性化を図り、販路の拡大に取り組んでまいります。

併せて、生産部門では、DPS活動の継続と積極的な設備投資による生産性の向上に取り組んでまいります。

更に、懸念される物流費の上昇に対しましては、配送コースの再編、遠方のエリアについては共同配送を推進し、経費の抑制と効率化を図ってまいります。

なお、不動産事業につきましては、2022年12月末をもって閉鎖した横浜工場跡地の賃料収入による増収が見込まれます。これにより、厳しい経営環境の中でも耐えられる収益基盤の構築、企業の安定性の確保に繋げてまいります。

株主の皆様におかれましても、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第79期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	第80期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	第81期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第82期(当連結会計年度) (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
売 上 高 (百 万 円)	24,021	23,864	24,552	26,442
親会社株主に帰属する当期純利益 (百 万 円)	△368	△739	△1,145	474
1 株当たり当期純利益 (円)	△53.18	△106.83	△165.50	68.51
総 資 産 (百 万 円)	18,537	18,009	17,076	17,730
純 資 産 (百 万 円)	8,178	7,485	5,841	6,211

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第81期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第81期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

3. 当連結会計年度より、不動産事業に係る収益及び費用等の処理方法に関する会計方針の変更を行っており、第81期については、遡及処理後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2023年12月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
スリースター製菓株式会社	99百万円	100%	クッキー及び菓子類その他食品の製造並びに販売
株式会社ベーカリープチ	80百万円	100% (18.75%)	パン、菓子類の製造並びに販売
株式会社ファースト・ロジスティックス	50百万円	100%	貨物自動車運送並びに自動車運送取扱

- (注) 1. () は間接所有の内数です。
2. 株式会社ベーカリープチは、2022年12月31日をもって事業活動を停止しております。

(8) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業	事業内容
食品事業	パン部門 各種食パン・菓子パン等
	和洋菓子部門 各種和菓子・ケーキ・蒸しパン等
	その他 各種クッキー・菓子類・貨物自動車運送・自動車運送等
不動産事業	不動産部門 保有不動産の管理及び賃貸

(9) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

① 当 社

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工 場 高崎工場 (群馬県) 金町工場 (埼玉県) 大阪空港工場 (大阪府)
小平工場 (東京都)
- ・営業所 新潟営業所 (新潟県) 長野営業所 (長野県) 岡山営業所 (岡山県)
名古屋営業所 (愛知県) 横浜営業所 (神奈川県)

② 子会社

スリースター製菓株式会社

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工 場 高崎工場 (群馬県)

株式会社ベーカリープチ

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号

株式会社ファースト・ロジスティックス

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・営業所 小平営業所 (東京都) 金町営業所 (埼玉県) 横浜営業所 (神奈川県)
高崎営業所 (群馬県) 大阪営業所 (大阪府)

(10) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

従業員数	前期末比
865名	57名減

(11) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,200百万円
株式会社三井住友銀行	400百万円
三井住友信託銀行株式会社	200百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前連結会計年度（2022年12月期）において、以下のとおり継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりました。

- ・2017年12月期より前連結会計年度まで、6期にわたり営業損失を計上していたこと
- ・2021年12月期及び前連結会計年度において、流動負債が流動資産を超過していたこと

当社は、当該状況を解消するために、生産効率の向上を目的とした横浜工場の閉鎖による関東生産拠点の集約、為替変動やエネルギーコスト及び原材料価格のコスト上昇に対応するための商品価格改定の実施、商品力・販売力の向上を目的とした主力のロングセラー商品のリニューアルやキャンペーンなどの販売促進等により、当連結会計年度において、営業利益597百万円、経常利益617百万円、親会社株主に帰属する当期純利益474百万円を計上しました。

翌連結会計年度においては、ドライバーの時間外労働の制限による物流費等の高騰やエネルギー価格の更なる高騰等のコスト増が想定されますが、関東生産拠点の集約効果や商品価格改定の効果は継続すること、DPS活動を継続し、省力化運営体制を構築するための戦略的な設備投資等を実施することで十分対応可能であることから、翌連結会計年度以降も継続して営業利益を計上できる体制となりました。

一方、当連結会計年度末日において、流動負債は7,635百万円、流動資産は7,378百万円であり、流動負債が流動資産を257百万円超過しています。翌連結会計年度中に横浜工場跡地の事業用定期借地権設定契約に伴う賃貸収入や現在検討中の保有資産の流動化により、上記の超過額を上回る収入が予定されていることから、翌連結会計年度末においては流動資産が流動負債を超過する予定です。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなくなったと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,923,431株 (自己株式 6,469株を除く。)
 (3) 株主数 7,417名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 田 通 商 株 式 会 社	2,314千株	33.43%
MF 資 産 管 理 合 同 会 社	300	4.33
細 貝 理 栄	294	4.26
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	237	3.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	206	2.98
昭 和 産 業 株 式 会 社	145	2.10
株 式 会 社 ニ ッ プ ン	142	2.05
楽 天 証 券 株 式 会 社	141	2.05
株 式 会 社 S B I 証 券	79	1.14
細 貝 智 博	64	0.93

(注) 持株比率は、自己株式(6,469株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2023年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 貝 正 統	スリースター製菓株式会社代表取締役会長 株式会社ベーカリープチ代表取締役社長 MF資産管理合同会社代表社員
取締役副社長	小 山 一 郎	スリースター製菓株式会社取締役 株式会社ファースト・ロジスティックス取締役
取締役	米 田 歩	スリースター製菓株式会社代表取締役社長
取締役	結 城 義 晴	株式会社商人舎代表取締役社長 株式会社True Data取締役
取締役	森 拓 也	豊田通商株式会社食品原料部長
取締役	南 浩 二	豊田通商株式会社食料・生活産業本部COO
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役
監査役	川 村 竜 也	豊通食料株式会社取締役コーポレート本部長 クレードル食品株式会社監査役
監査役	小 室 英 夫	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役

- (注) 1. 細貝理栄及び加藤茂治の両氏は、2023年3月30日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、同日付をもって米田 歩及び南 浩二の両氏が取締役新たに選任され、就任しました。
2. 田櫓孝次氏は、2023年3月30日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任しました。
3. 重要な兼職の異動状況について
- ・ 代表取締役社長細貝正統氏は、2023年1月1日付でスリースター製菓株式会社代表取締役会長に、2023年2月27日付で株式会社ベーカリープチ代表取締役社長に就任しました。
 - ・ 取締役米田 歩氏は、2023年1月1日付でスリースター製菓株式会社代表取締役社長に就任しました。
 - ・ 常勤監査役家城 裕及び監査役小室英夫の両氏は、2023年2月27日付で株式会社ベーカリープチの監査役をそれぞれ辞任しました。
 - ・ 取締役南 浩二氏は、2023年4月1日付で豊田通商株式会社食料・生活産業本部COOに就任しました。
 - ・ 取締役副社長小山一郎氏は、2023年1月1日付で当社営業企画部部長に就任し、同年12月21日付で退任しました。
4. 取締役結城義晴、森 拓也及び南 浩二の3氏は、社外取締役であります。
5. 常勤監査役家城 裕及び監査役川村竜也の両氏は、社外監査役であります。
6. 取締役結城義晴及び常勤監査役家城 裕の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役川村竜也氏は、最高財務責任者（CFO）の任を含め、長年に亘る財務部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当グループの取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや諮問機関である人事委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして有効であり、将来においてその導入を阻むものではないが、当面は基本報酬（金銭報酬）のみの運用とする。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が、諮問機関である人事委員会に原案を諮問し答申を得、取締役会に上程して決議を得るものとする。

なお、人事委員会は、社長、副社長、経営企画室長及びコーポレート本部長で構成され、社外監査役同席のもとで適切な審議を行う任意の委員会である。

決議の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年3月30日に開催の第75回定時株主総会において、取締役の基本報酬の額は年額144百万円以内（うち、社外取締役年額24百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）であります。

また、監査役の基本報酬の額は年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	31,152 (4,800)	31,152 (4,800)	—	—	4 (1)
監査役 (うち、社外監査役)	10,200 (7,500)	10,200 (7,500)	—	—	3 (2)

(注) 1. 社外監査役1名は子会社から2,400千円の報酬を受けております。

2. 社内取締役1名、社外取締役3名及び社外監査役1名は無報酬であり、上記取締役及び監査役の員数には含めておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

区 分	氏 名	兼職その他の状況
取 締 役	結 城 義 晴	株式会社商人舎代表取締役社長 株式会社True Data取締役
取 締 役	森 拓 也	豊田通商株式会社食品原料部長
取 締 役	南 浩 二	豊田通商株式会社食料・生活産業本部COO
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティクス監査役
監 査 役	川 村 竜 也	豊通食料株式会社取締役コーポレート本部長 クレードル食品株式会社監査役

(注) 1. 取締役森 拓也及び南 浩二の両氏の兼職先である豊田通商株式会社は、当社との間に原材料の売買に係る取引関係があります。また、同社は、当社株式2,314千株（議決権比率33.43%）を有する大株主であります。

2. 常勤監査役家城 裕氏の兼職先であるスリースター製菓株式会社及び株式会社ファースト・ロジスティクスは、当社の子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況	主な活動状況
取 締 役	結 城 義 晴	取締役会：14回中12回出席	企業の経営及び流通業界全般にわたる豊富な知見に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘・助言を行い、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営体制の強化を図っております。
取 締 役	森 拓 也	取締役会：14回中11回出席	食料事業に携わってきた豊富な経験及び専門的な見識を活かして、当社の経営全般に対して積極的に意見表明及び提言を行い、経営体制の強化を図っております。
取 締 役	南 浩 二	取締役会：10回中9回出席	食料を含め様々な事業に携わってきた豊富な経験及び国際的な視点を活かして、当社の経営全般に対して積極的に意見表明及び提言を行い、経営体制の強化を図っております。
常勤監査役	家 城 裕	取締役会：全14回に出席 監査役会：全10回に出席	常勤監査役として、監査役会議長を務めており、取締役会及び社内の重要な会議への出席、工場等の往査などを行っております。また、コンプライアンス等の管理全般にわたる幅広い見識と監査役室長等の豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘・助言を行い、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視し、監査体制の強化を図っております。
監 査 役	川 村 竜 也	取締役会：全14回に出席 監査役会：全10回に出席	財務等の管理全般にわたる幅広い見識と最高財務責任者（CFO）の任などの豊富な経験を活かして経営を監視し、監査体制の強化を図っております。

(注) 取締役南 浩二氏につきましては、2023年3月30日就任後の状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

晴磐監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 28,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 | 28,000千円 |
| その他の財産上の利益の合計額 | |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性を確認し、算出根拠や算出内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬額等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は取締役会の見解を考慮のうえ、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該事案を株主総会に提出します。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,378,567	流 動 負 債	7,635,146
現金及び預金	3,059,480	支払手形及び買掛金	1,782,646
受取手形及び売掛金	3,618,191	短期借入金	3,800,000
商品及び製品	62,170	1年内償還予定の社債	28,520
仕掛品	36,780	リース債務	27,117
原材料及び貯蔵品	414,950	未払消費税等	121,438
未収入金	80,510	未払費用	1,163,674
その他	106,484	未払法人税等	82,692
固 定 資 産	10,351,977	賞与引当金	52,590
有 形 固 定 資 産	10,216,376	事業構造改善引当金	193,563
建物及び構築物	2,079,563	その他の他	382,903
機械装置及び運搬具	2,516,585	固 定 負 債	3,883,606
工具器具及び備品	99,805	社債	14,290
土地	5,369,967	リース債務	18,196
リース資産	105,413	繰延税金負債	575,454
建設仮勘定	45,041	退職給付に係る負債	2,246,709
無 形 固 定 資 産	52,410	長期割賦未払金	118,208
借地権	16,020	長期預り金	815,066
ソフトウェア	13,526	資産除去債務	95,681
電話加入権	12,714	負 債 合 計	11,518,753
その他	10,148	(純資産の部)	
投資その他の資産	83,189	株 主 資 本	6,150,943
投資有価証券	16,096	資本金	3,305,567
その他	67,093	資本剰余金	3,658,571
資 産 合 計	17,730,544	利益剰余金	△803,562
		自己株式	△9,633
		その他の包括利益累計額	60,847
		退職給付に係る調整累計額	60,847
		純 資 産 合 計	6,211,790
		負債及び純資産合計	17,730,544

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,442,485
売上原価	19,405,191
売上総利益	7,037,294
販売費及び一般管理費	6,439,462
営業利益	597,832
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	7,638
受取保険金	35,743
その他の	50,765
営業外費用	
支払利息	31,769
固定資産処分損	9,983
アレジメントフィー	10,000
その他の	22,610
経常利益	617,616
特別利益	
投資有価証券売却益	1,722
特別損失	
減損損	11,119
投資有価証券売却損	2,428
事業構造改善費用	90,177
税金等調整前当期純利益	515,613
法人税、住民税及び事業税	48,905
法人税等調整額	△7,610
当期純利益	474,318
親会社株主に帰属する当期純利益	474,318

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,911,865	流動負債	7,239,330
現金及び預金	2,779,939	買掛金	1,819,642
売掛金	3,489,146	短期借入金	3,500,000
商品及び製品	65,590	リース負債	22,477
仕掛品	6,159	未払金	103,551
原材料及び貯蔵品	355,556	未払消費税等	101,951
前渡金	53,899	未払費用	1,131,533
前払費用	44,504	未払法人税等	65,590
未収入金	117,052	預り金	153,555
その他	17	賞与引当金	40,100
固定資産	9,994,590	事業構造改善引当金	193,563
有形固定資産	9,594,898	その他	107,364
建物	1,702,487	固定負債	3,784,027
構築物	97,649	リース負債	17,036
機械及び装置	2,188,798	繰延税金負債	575,454
車両運搬具	10,286	退職給付引当金	2,162,579
工具器具及び備品	80,884	長期割賦未払金	118,208
土地	5,369,967	長期預り金	815,066
リース資産	100,043	資産除去債務	95,681
建設仮勘定	44,781	負債合計	11,023,357
無形固定資産	51,929	(純資産の部)	
借地権	16,020	株主資本	5,883,097
ソフトウェア	13,480	資本金	3,305,567
電話加入権	12,280	資本剰余金	3,659,105
その他	10,148	資本準備金	3,659,105
投資その他の資産	347,761	利益剰余金	△1,071,942
投資有価証券	16,096	利益準備金	600,600
関係会社株式	288,714	その他利益剰余金	△1,672,542
長期前払費用	13,593	固定資産圧縮積立金	1,303,373
その他	29,357	繰越利益剰余金	△2,975,916
資産合計	16,906,455	自己株式	△9,633
		純資産合計	5,883,097
		負債及び純資産合計	16,906,455

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,564,863
売上原価	17,985,618
売上総利益	6,579,245
販売費及び一般管理費	6,239,884
営業利益	339,361
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	32,385
賃貸収入	74,841
雑収入	116,073
営業外費用	
支払利息	29,248
賃貸費用	8,682
固定資産処分損	9,923
アレンジメントフィー	10,000
雑損	13,898
経常利益	490,909
特別利益	
投資有価証券売却益	1,722
特別損失	
減損損	11,119
投資有価証券売却損	2,428
事業構造改善費用	90,177
税引前当期純利益	388,906
法人税、住民税及び事業税	△1,557
法人税等調整額	△1,126
当期純利益	391,590

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

第一屋製パン株式会社
取締役会 御中

晴 磐 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浅 野 博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 成 田 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一屋製パン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

第一屋製パン株式会社
取締役会 御中

晴 磐 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 浅 野 博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 成 田 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人晴馨監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人晴馨監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

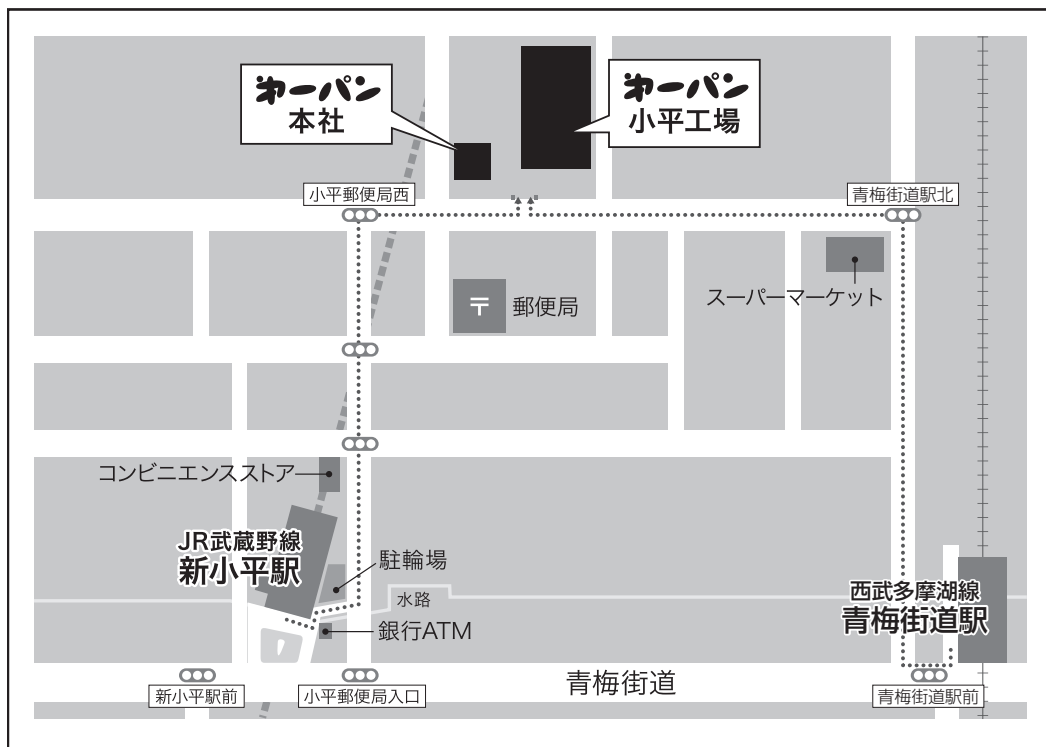
第一屋製パン株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 家 城 裕 也 ㊞
社外監査役 川 村 竜 也 ㊞
監 査 役 小 室 英 夫 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 当社小平工場会議室

〒187-8611 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
電話 (042) 348-0211 (代表)



(JR武蔵野線〔新小平駅〕 徒歩約7分)
(西武多摩湖線〔青梅街道駅〕 徒歩約10分)

(注) 会場の駐車場スペースが限られておりますので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。